

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故種類                             | 衝突   |
| 発生日時                             | 令和5年10月2日 07時00分ごろ   |
| 発生場所                             | 兵庫県淡路市岩屋港東南東方沖<br>岩屋港北防波堤東灯台から真方位100° 1.8海里付近<br>(概位 北緯34°35.1′ 東経135°03.4′)   |
| 事故の概要                            | 遊漁船 <sup>デュサウス</sup> Due Southは、船首を北西方に向けて漂流中、また、漁船 <sup>すみ</sup> 住吉丸は、西北西進中、両船が衝突した。  |
| 事故調査の経過                          | 令和5年10月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 遊漁船 Due South、4.9トン<br>250-51717兵庫、個人所有<br>B 漁船 住吉丸、1.83トン<br>HG3-34962（漁船登録番号）、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、一級小型・特定<br>B 船長B、二級小型・特殊・特定  |
| 負傷者                              | なし   |
| 損傷                               | A 左舷船尾部外板に擦過傷<br>B 右舷船首部に擦過痕   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m   |
| 事故の経過                            | A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、岩屋港東南東方沖の釣り場で、船首を北西方に向けて機関を中立運転とし、漂流して遊漁を始めた。<br>船長Aは、操舵室右舷側の操縦席に座って見張りを行い、漂流開始時から左舷船尾方約50mにA船の方に船首を向けたB船を認めていたが、その後も位置関係がほとんど変わらなかったため、B船もA船と同様に漂流して釣りをしていると思った。また、近距離であったので船長BはA船を認識していると思っていた。<br>船長Aは、またB船を見ようと左後方を向いたところ、増速しながら接近するB船を左舷船尾方至近に認めたが、どうすることもできず、A船の左舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突し、B船がA船の左舷外板を擦るよう通過していくのを見た。<br>船長Aは、B船がそのまま航行していったので、B船を追って岩屋港に入り、船長Bから操業に意識が向いていてA船の存在に気付いていなかったことなどを聞いた。<br>B船は、船長Bが1人で乗り組み、岩屋港東方沖の漁場で微速力で |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>航行してひき縄漁を始めた。</p> <p>船長Bは、後部甲板で操船していたところ、岩屋港東南東方沖でひき縄に魚が掛かったので機関を中立運転として漂泊し、約30分間ひき縄を手繰って大型のぶり2匹を引き揚げ、漁獲物を活かしたまま水揚げしようと思ひ、船首方をよく見ることなく岩屋港に向けて急いで西北西進を始めた。</p> <p>船長Bは、増速していた際、A船の間近を航過したことに気付いたが、衝撃等は感じなかったのでそのまま航行を続けた。</p> <p>船長Bは、入港後、船長AからB船とA船とが衝突したことを聞いて両船の損傷状況を確認し、所属する漁業協同組合を通じて本事故の発生を118番通報した。</p> |
| <p><b>分析</b></p>    | <p>A船は、船首を北西方に向けて漂泊中、船長Aが、操舵室右舷側の操縦席に座って見張りを行っていたが、B船の動静に注意を払わなかったことから、左舷船尾方約50mのところを漂泊していたB船が発進してA船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を西北西方に向けて漂泊中、漁獲物を引き揚げた船長Bが、漁獲物を活かしたまま水揚げしようと思ひ、船首方をよく見ないまま急いで西北西進を始めたことから、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>原因</b></p>    | <p>本事故は、岩屋港東南東方沖において、A船及びB船が共に漂泊中、船長Aが、B船の動静に注意を払わなかったため、左舷船尾方約50mのところを漂泊していたB船がA船に向かって発進したことに気付かず、また、船長Bが、漁獲物を活かしたまま水揚げしようと思ひ、船首方をよく見ないまま急いで西北西進を始めたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>再発防止策</b></p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、移動を開始する際、他船の有無など周囲の状況をよく確認すること。</li> </ul>  |